

必要書類判別マニュアル（追加分）（学生本人用）

受験番号 _____

氏名 _____

- ※特別な指定がない場合は、令和5年10月1日現在の状況で答えてください。該当選択肢に☑を付けてください。
※記載内容および提出書類に不備不足がある場合、審査に進めず不採用となります。
※回答内容が事実と異なることが判明した場合、不採用となりますので、提出前に必ず読み直してください。
※同一人物に関する同一書類を複数の設問から要求された場合には複数部数用意する必要はありません。1部で結構です。

◇まず、授業料免除申請において、家計急変としての申請をするための条件を満たしているかの確認です。
当てはまるかどうかわからない場合はお問い合わせください。

◎. あなたは令和5年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の状況にありますか？

- ・【日本人学生】新型コロナウイルス感染症の公的支援の受給世帯、又は世帯全体の収入が令和元年～令和4年のいずれかと比較し、1/2以下となっている世帯
- ・【私費外国人留学生】本人もしくは家族が日本で働いており、その者の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年～令和4年のいずれかと比較して1/2以下となっている世帯
 - 上記に当てはまります。
→家計急変として申請可能です。以下Q1から質問に進んでください。
 - 上記には当てはまりません。
→授業料免除申請において、家計急変に該当しません。

Q1 あなたは、令和元年1月1日以降に常勤職や非常勤職（アルバイト・パートなど）で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金、教育訓練給付等で得た収入はありますか？

- いいえ、収入はありません。
- はい、収入（常勤職や非常勤職（アルバイト・パートなど）で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金等）があります。（必要書類あり）

勤務先又は給与などの支払主名 _____
(複数先から収入を得ている場合)

2箇所目 _____

3箇所目 _____

必要書類→ 次の全部

- ・家計急変の事由発生前の収入を証明する書類（家族間で年度は統一すること）
役所が発行する令和2年度（令和元年分所得）課税証明書（所得の記載のあるもの。）の**原本**
または、役所が発行する令和3年度（令和2年度分所得）課税証明書の**原本**
または、役所が発行する令和4年度（令和3年度分所得）課税証明書の**原本**
- ・令和4年分給与所得の源泉徴収票の写し
- ・役所が発行する令和5年度（令和4年分所得）課税証明書（所得の記載のあるもの。）の**原本**
- ・様式A 必要書類判別マニュアル（追加分）（学生本人用）の**原本**
- ・様式B 必要書類判別マニュアル（追加分）（家族用）の**原本**を学生本人以外の同一生計家族全員分
- ・様式D 収入調書（追加分）の**原本**
- ・給与明細書（令和5年6月～8月の支給分）のコピー、給与証明書のコピーなど給与金額がわかるもの。
※申請日以降に支払いを受けた分については追加提出のこと（令和5年10月5日締切）。
- ・個人の家庭教師等で給与明細が発行されない場合は、アルバイト先発行の給与支払証明書やそれに代わるもの。（アルバイト先の責任者のサインのある領収書など）

- ・雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金、教育訓練給付等を受給していた場合は、給付金額・給付期間・受給者名がわかる公的書類のコピー（雇用保険受給資格者証、育児休業給付金支給決定通知書、傷病手当金支給決定通知書など）

一〔家族共通〕以下の質問は、家族全体で一つの質問となっています。

受給者があなたではない場合があります。家族に確認をしながら☑してください。一

Q2 新型コロナウイルス感染症の影響により、公的な支援を受けていますか？

いいえ、受けていません。

はい、受けています。（必要書類あり）

必要書類→ **公的支援の受給証明書のコピー**

<受給証明書の例>

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付,小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）／日本政策金融公庫
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付,生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）
新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付／日本政策金融公庫
- ・危機対応融資／商工組合中央金庫,日本政策投資銀行
- ・セーフティネット保証4号,セーフティネット保証5号,危機関連保証／信用保証協会
- ・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付／（独）中小企業基盤整備機構
- ・小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）／都道府県労働局
- ・緊急小口資金,総合支援資金（生活費）／社会福祉協議会
- ・厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予／厚生労働省,日本年金機構
- ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予／地方公共団体
- ・国税・地方税の納付猶予／国税庁,地方公共団体

※新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込んでいることが確認できる書類を添付してください。

◇学生本人用の質問は以上です。家族用の必要書類判別マニュアルをあなた以外の家族人数分プリントアウトし、一部ずつ左上をホチキス留めして提出してください。

<<ご記入いただいた情報は、授業料免除等に係る業務のために利用され、他の目的には利用されません。>>

通常の学生本人用の申請書類一式も併せて提出してください。